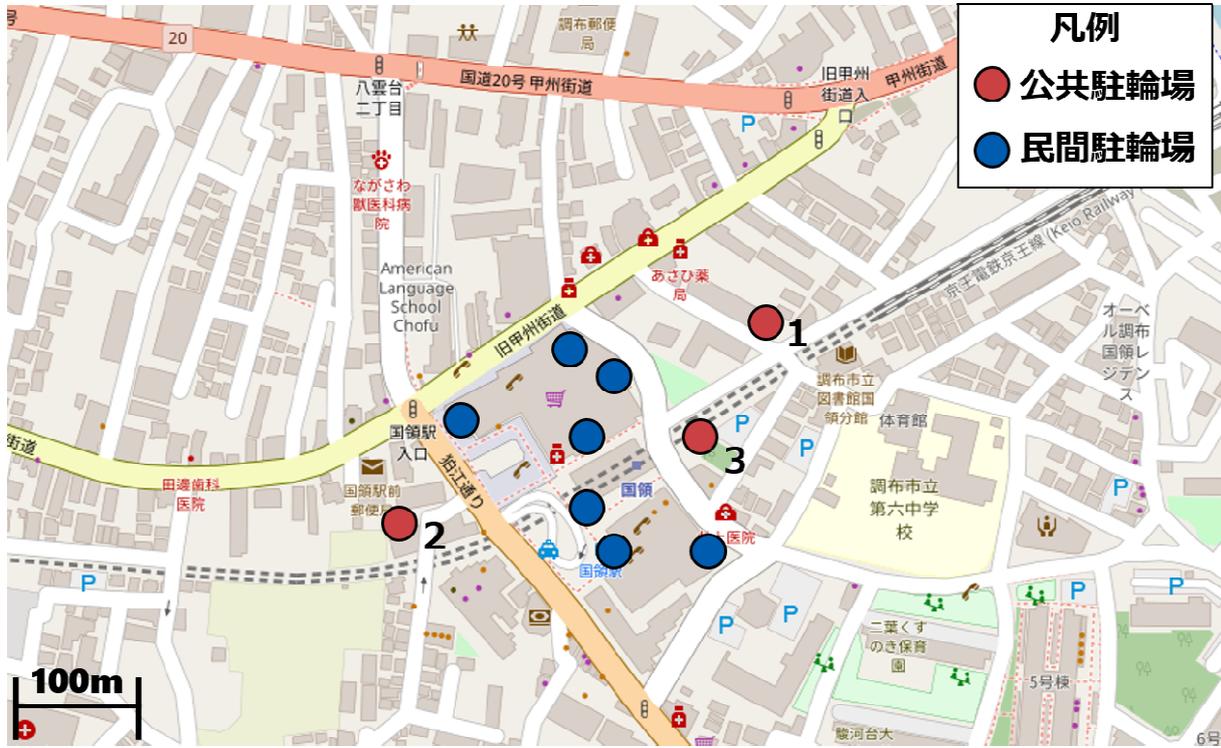


◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き
現状の整備台数を維持。

◆国領駅周辺の自転車等駐車施設

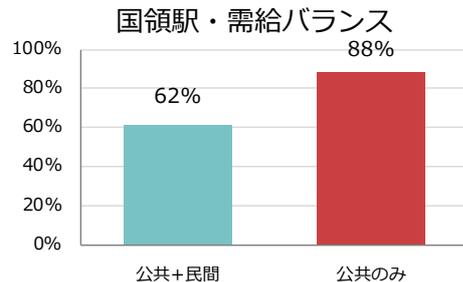


施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-調布市立国領北自転車駐車場	196	0	196	有料
2-調布市立国領西自転車等駐車場	500	35	535	有料
3-調布市立国領東路上自転車等駐車場	757	30	787	有料
合計	1,453	65	1,518	-

◆国領駅の需給バランス

国領駅	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)
総計	1,341	2,178	61.6%
公共自転車等駐車場	760	1,518	50.1%
民間			
一般	—	—	—
建物附带	533	660	80.8%
放置自転車	48	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、
収容台数は令和2年7月現在



◆備考

- ・ 駅前南北それぞれの至近に大規模集合住宅が立地している。
- ・ 比較的規模の大きな商業施設やスーパーマーケットが立地している。
- ・ 国領駅周辺の公共自転車等駐車場はすべて公有地となっている。

■■ 施策取り組みの方向性 ■■

- 民間駐車場への補助等の施策を継続的に行う。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc 以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 11 附置義務対象施設の拡大

附置義務の対象となる施設を拡大するため、自転車等駐車施設の設置基準を見直し条例等を改正

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布，市報・web サイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や，駐車マナーの向上を図るため，パンフレットや看板，市報，ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として，利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と，来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

05

駅名：布田	その他地域
-------	-------

〈平成 20 年計画策定当時〉

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
南口・北口	190	400	370	180

〈改定計画〉

◆布田駅の乗降客数^{※1}増加見込みによる補正 (H31→R7)

H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
300 台	× 1.15	350 台

[供給台数] ^{※2}		平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
公共自転車等駐車場		190	328	350
民間自転車 等駐車場	一般	—	126	130
	建物附帯	—	—	—

- ※1 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、布田駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)
- ※2 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

令和 7 年度の布田駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、350 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き
現状の整備台数を維持。

◆布田駅周辺の自転車等駐車施設

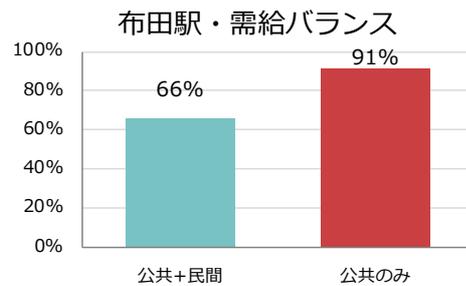


施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-調布市立布田東路上自転車等駐車場	320	8	328	有料

◆布田駅の需給バランス

布田駅	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時稼働状況 (a)/(b)
総計	300	454	66.1%
公共自転車等駐車場	131	328	39.9%
民間	92	126	73.0%
一般	92	126	73.0%
建物附帯	—	—	—
放置自転車	77	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、
収容台数は令和2年7月現在



◆備考

- ・ 閑静な住宅地となっている。
- ・ 公共自転車等駐車場は1つのみとなっている。

■■ 施策取り組みの方向性 ■■

- 民間駐車場への補助等の施策を継続的に行う。
- 商店街等へのシェアサイクルステーションの設置を検討・協議する。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc 以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布，市報・web サイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や，駐車マナーの向上を図るため，パンフレットや看板，市報，ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として，利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と，来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

駅名：調布

重点地域

《平成 20 年計画策定当時》

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
南口・北口	7,469	8,200	7,800	340

《改定計画》

◆調布駅の乗降客数^{※1}増加見込みによる補正(H31→R7)

H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
6,588 台	× 1.10	7,250 台

[供給台数] ^{※2}	平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
公共自転車等駐車場	7,469	6,915	7,250
民間自転車 等駐車場	—	689	700
建物附帯	941	1,978	

※1 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、調布駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)

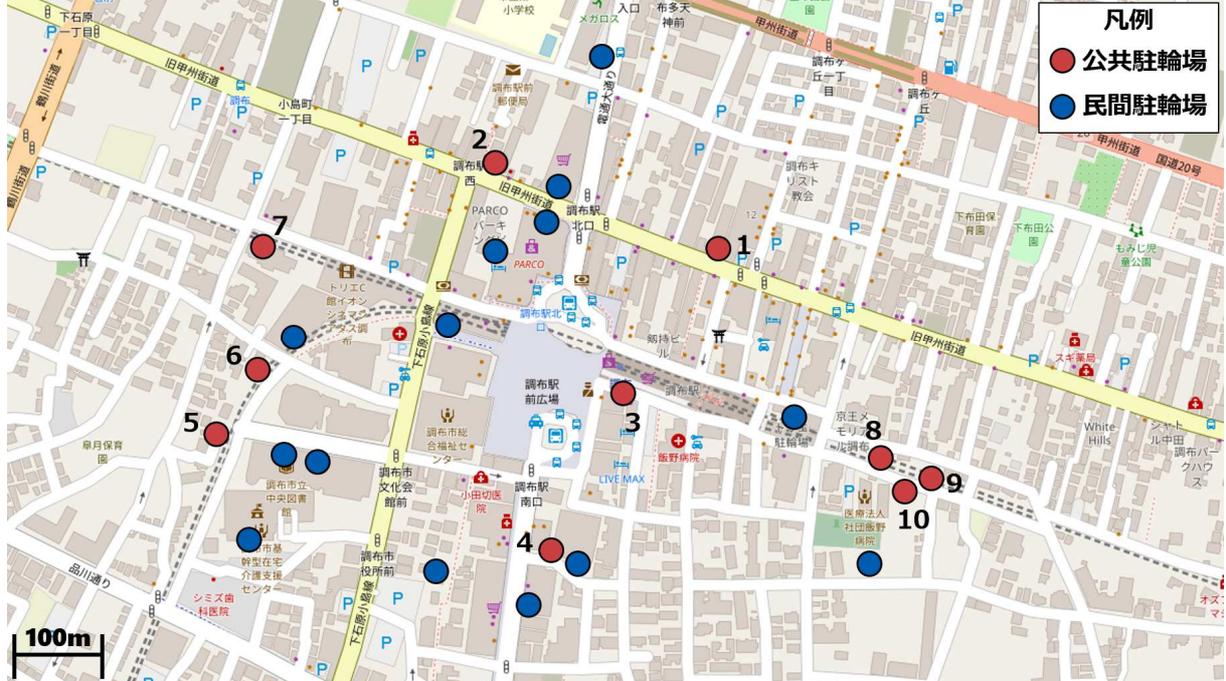
※2 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

令和 7 年度の調布駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を乗降客数により自転車等利用が増加すると想定し、7,250 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き

- ・ 公有化等を行った自転車等駐車場用地の立体化。
- ・ 路上自転車駐車場の検討・設置の実施。
- ・ 調布駅南地下自転車駐車場整備計画の見直し。

◆調布駅周辺の自転車等駐車施設

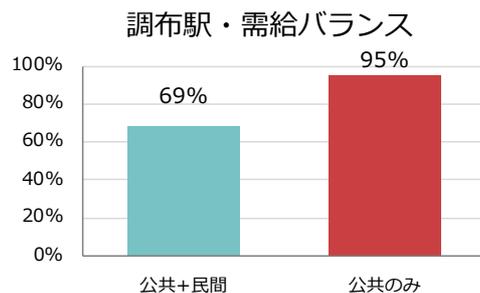


施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-調布駅北第1自転車駐車場	2,051	0	2,051	有料
2-調布駅北第2自転車駐車場	1,617	0	1,617	有料
3-調布市立調布南代替自転車駐車場	750	0	750	有料
4-調布市立調布南第1自転車駐車場	672	0	672	有料
5-調布市立調布西第3自転車駐車場	175	0	175	有料
6-調布市立調布西第1路上自転車駐車場	373	0	373	有料
7-調布市立調布西第2路上自転車等駐車場	278	12	290	有料
8-調布市立調布東第1路上自転車等駐車場	177	10	187	有料
9-調布市立調布東第2路上自転車等駐車場	320	40	360	有料
10-調布市立調布東代替自転車等駐車場	400	40	440	有料
合計	6,813	102	6,915	-

◆調布駅の需給バランス

調布駅	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)
総計	6,588	9,582	68.8%
公共自転車等駐車場	4,666	6,915	67.5%
民間 一般	464	689	67.3%
民間 建物附帯	1,218	1,978	61.6%
放置自転車	240	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、
収容台数は令和2年7月現在



◆備考

- ・ 駅周辺に商店街や大型商業施設が複数立地している。
- ・ 調布市役所，調布市グリーンホール，調布市文化会館たづくり等公共施設も多く立地している。
- ・ 平成 24 年 8 月の京王線地下化とともに，平成 29 年秋の調布駅周辺の商業施設オープンなど，交通環境等が大きく変化した。
- ・ 調布市では公共自転車等駐車場の利用者の状況を踏まえ，平成 31 年 4 月に一時利用の時間単位の見直しを図り，利便性の向上に伴い，特に調布駅周辺の自転車等駐車場は利用状況が大きく変化した。

■■ 施策取り組みの方向性 ■■

- 借地による公共自転車等駐車場については，長期的に自転車等駐車場として利用できるように土地の公有化等を進め，立体化を図る。
- 公共自転車等駐車場の一時利用の混雑緩和を図る必要があり，また，買い物客による短時間の駐輪需要に対応するため，路上駐輪場について検討を進める。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 民間自転車等駐車場については，土地利用の転換などから撤去の可能性があるため，駐車場への補助等の施策を行いながら，需要の状況を踏まえて公共自転車等駐車場の新規整備についても検討する。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 放置自転車の状況を注視しながら，実態に合わせた追加対策を検討する。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc 以下）については，自転車の駐輪状況をみながら，運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画1 長期賃貸借契約の締結

計画2 定期借地権の活用

計画3 既存施設の土地の公有化

施設の永続性確保

計画4 既存施設の立体化

公有化している土地の施設の立体化

計画8 補助制度の拡大

計画9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画11 附置義務対象施設の拡大

附置義務の対象となる施設を拡大するため、自転車等駐車施設の設置基準を見直し条例等を改正

計画13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討

交通管理者協議を行い、道路上への駐車施設設置について検討

計画17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画19 撤去活動の曜日、時間帯及び実施エリアの拡大

放置自転車の状況を注視し、実態に合わせた追加対策を検討

計画21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布、市報・webサイト上での施設利用案内等

計画24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や、駐車マナーの向上を図るため、パンフレットや看板、市報、ホームページなどを活用して広報

計画25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として、利用促進に努める

計画26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と、来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

駅名：西調布

重点地域

《平成 20 年計画策定当時》

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
北口	700	100	90	(余剰) 610
南口	1,811	1,600	1,600	(余剰) 210

《改定計画》

◆西調布駅の乗降客数^{※1}増加見込みによる補正(H31→R7)

	H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
北口	423 台	× 1.12	500 台
南口	771 台	× 1.12	850 台

[供給台数] ^{※2}		平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)	
北口	公共自転車等駐車場	700	550 現状の水準を維持	550	
	民間自転車 等駐車場	一般	—	108 現状の水準を維持	110
		建物附帯	—	—	※3
南口	公共自転車等駐車場	1,811	1,586 現状の水準を維持	1,550	
	民間自転車 等駐車場	一般	—	—	
		建物附帯	—	—	補助制度等により誘導

※1 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、西調布駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)

※2 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

※3 都市計画道路 3・4・31 号線の整備により、調布市立西調布南第 3 自転車等駐車場の減少が将来予定されている。

令和 7 年度の西調布駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、北口で 550 台、南口で 1,550 台とする。